

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（予防給付型訪問サービス）利用料金表**

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号訪問事業・予防給付型訪問サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
予防給付型訪問サービス (現行相当サービス)	週1回程度の利用が必要な場合 (事業対象者・要支援1・2)	12,170円	1,217円	2,434円
予防給付型訪問サービス (現行相当サービス)	週2回程度の利用が必要な場合 (事業対象者・要支援1・2)	24,330円	2,433円	4,866円
予防給付型訪問サービス (現行相当サービス)	週2回を超える程度の利用が必要な場合 (事業対象者・要支援2)	38,595円	3,860円	7,719円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,084円	209円	417円
生活機能向上連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした第1号訪問サービス計画を作成し、サービス提供した場合	該当なし	該当なし	該当なし
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	86/1000	左記額の1割 105円	左記額の2割 209円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ※		48/100		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ※		(Ⅱ)の90/100		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ※		(Ⅱ)の80/100		

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、予防給付型訪問サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無
利用予定日の当日	無

(注) 利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。